

ユナイテッドアスリーツ 団体規約

第1条（会の目的）

本会は、仙台市内を中心にランニングを通して人生を豊かにすることを目的とする。

第2条（名称）

本会は、「ユナイテッドアスリーツ」と称します。略称は「UA」。

第3条（設立日）

本会の設立日を以下のとおりとする。
2021年1月1日

第4条（事務所所在地）

本会の事務所を以下に置く。なお、事務所を本会の住所地とする。
〒980-0022 宮城県仙台市青葉区五橋1-6-6 五橋ビル7F

第5条（入会）

会員として入会しようとする者は、本会所定の入会申込フォームより入会申込手続きを行い、代表の承認を得るものとする。

第6条（会員）

この会は、会の目的に賛同し、年会費を納めた者 または 代表が認めたものをもって会員とする。

第7条（会費）

本会の会員は毎年、年会費5,000円を前年度の最終練習日までに納付しなければならない。なお、一部の会員については会費の納付を免除する。会費免除者は以下の通り。
中学生・高校生・宮城県外在住者

ただし、年度の途中で入会を希望する者については、練習会に初めて参加した日から起算して2ヶ月間は会費の支払いを免除する。それ以降の会費については、500円×有効月間数を納めなければならない。

第8条（経費の支弁）

本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

第9条（総会）

本会は、毎年12月に総会を開催し、本会の決議事項について承認を得る。また、総会は会員の過半数の出席（委任者を含む）をもって成立する。

第10条（予算）

代表は収入ならびに支出の予算を立案して総会に提出し、過半数の承認を得なければならない。

第11条（事業報告および決算）

代表は適宜の様式で事業報告書および収支報告書を作成し、総会で過半数の承認を得なければならない。

第12条（役員）

この会に以下の役員を置く。役員の選出は会員からの推薦を受け、総会で過半数の承認を得なければならない。

代表 1名、副代表 若干名、会計 1名

第13条（代表）

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。代表の選任については、立候補者がいる場合、総会にて決選投票を行い代表を選出する。副代表は代表を補佐し、代表が不在のときは代表の職務を遂行する。

第14条（団体ホームページ）

本会のホームページは <https://united-athletes.com> に設置する。

第15条（退会）

退会希望者は退会する旨を代表への申告し、代表の承認をもって退会とする。

第16条（団体保険）

本会はスポーツ安全保険に加入し、団体活動を行う。

第17条（慶弔）

本会では慶弔の支給については行わない。慶弔については個人の責任において行う。

第18条（規約改正）

本会の運営に規約改正が必要な場合は、総会で決議をとり改正する。

附則

会の役員は次の会員とする。

代 表
菊地 篤

副代表（2名）
藤田 学
柴田 勇助

会 計
大淵 芽亜里

こちらの規約は、2022年7月1日に改訂し、改訂日より施行する。

制定日 2021年1月1日

改訂日 2022年7月1日

こちらの規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

2022年7月1日

団体名 ユナイテッドアスリーツ

住 所 〒980-0022 宮城県仙台市青葉区五橋1-6-6 五橋ビル7F

代 表 菊地 篤

